

職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」贈呈取扱要領

「職場体験・インターンシップ等」部門

(目的)

第1条 この制度は、学校教育におけるキャリア教育を推進するため、職場体験やインターンシップ等により、児童生徒の勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上に顕著な功績をあげた事業所に対し感謝の意を表し、職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」（以下「感謝状」という。）を贈呈するとともに、県民に広く周知することを目的とする。

(贈呈対象)

第2条 感謝状贈呈の候補者となることができるものは、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。

- 一 公立小学校、公立中学校又は公立義務教育学校における功績
　　小学校、中学校又は義務教育学校における職場見学及び職場体験について児童生徒の受け入れを行い、かつ小学校、中学校又は義務教育学校における教育活動への参加をとおしてキャリア教育の推進に尽力した事業所。
- 二 県立高等学校における功績
　　県立高等学校におけるインターンシップについて生徒の受け入れを行い、かつ県立高等学校における教育活動への参加をとおして、キャリア教育の推進に尽力した事業所。
- 三 県立特別支援学校における功績
　　県立特別支援学校における就労体験について児童生徒の受け入れを行い、キャリア教育及び就労の推進に尽力した事業所。

(候補者の推薦及び申請)

第3条 前条に掲げる功績にあっては、市町等教育委員会、県立学校若しくは経済団体の推薦又は職場見学、職場体験若しくはインターンシップ等を受入れている事業所からの申請によるものとする。

(審査委員会)

第4条 教育長は、前条の推薦又は申請を受けたときは、職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」贈呈審査委員会（以下「審査委員会」という。）を召集するものとする。

- 2 審査委員会は、次長（学校教育担当）、高校教育課長、小中学校教育課長及び特別支援教育課長で構成する。
- 3 審査委員会の委員長は、次長（学校教育担当）とする。
- 4 審査委員会の議事は、委員の過半数によって決する。

(決定)

第5条 感謝状を贈呈する事業所は、審査委員会の審議に基づき、教育長が決定する。

(庶務)

第6条 感謝状の贈呈に係る庶務は、高校教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月3日から施行する。